

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)
地域名 (地域内農業集落名)	野沢2地区 (原町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地区は、「字原町」「字小屋田」「字外出浦乙」といった複数のエリアを原町道水路管理自治会が中心となつて、営農環境の維持や支援を行っている。

耕作者については、昭和60年代には50人を超えていたが、令和6年4月現在では約20名で、その中でも大規模な経営体の平均的な面積は10ha前後となっている。しかし高齢化が進行しており後継者不足が課題となっている。また、不耕起の土地が増加し、所有者や相続人等の連絡先もわからなくなってしまったところも散見され、こうした課題にも直面している。

【地域の基礎的データ】

地域の担い手: 主な担い手11名、うち株式会社1社

主な作物: 水稻など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・本地区では、認定農業者に集約化を進めるとともに、その中から法人化を目指す人の掘り起こしを進め、共益施設(水路等)の管理改善などに努めていく。
- ・後継者がいない農地に関しては、農地中間管理機構へ貸付け、地域の担い手への集積、集約化を図る。
- ・有害鳥獣防止対策では、関係者の合意形成を図り、ワイヤーメッシュや電気柵、檻の設置、未利用果樹木の伐採などの対策を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者への集約化を図るが、当地域においては、他の地区の地権者が多く、また、入り作も多いため地域計画を基に集約化を推進するが、将来的に地域集積協力金等の活用を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地区の耕作地については水利や形などの耕作条件が著しく悪い農地も多く存在する。又、相続人の連絡先が分からない農地も存在するため、農地中間管理機構の活用を図る事で集積及び団地化を図り効率的な営農活動の実現と相続人不明農地の活用に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
集積及び団地化を図る中で、必要に応じて基盤整備についても検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内を基本に多様な経営体を募り、経営体の意向を踏まえ、また、町やJAなど関係機関との連携を図り、地区としても必要な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ考えてはいない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策では、地域での合意形成の上、ワイヤーメッシュやスチール柵の設置による対策などを行っていく。
- ③スマート農業では、将来的にドローンでの農薬散布などにより効率化を図っていく。
- ⑦保全管理等では、中山間地域等直接支払制度等に取り組む、今後休耕田が増加しないように、管理の強化に努めていく。
- ⑩土地所有者にも、水路の草刈り等の農業用施設の維持管理に協力してもらえ体制づくりを検討していく。